

## ○東温市日中一時支援事業実施要綱

(平成 18 年 10 月 1 日告示第 82 号の 2)

**改正** 平成 19 年 3 月 30 日告示第 13 号 平成 19 年 5 月 30 日告示第 32 号  
平成 21 年 7 月 17 日告示第 68 号 平成 21 年 10 月 26 日告示第 91 号  
平成 22 年 4 月 1 日告示第 39 号 平成 23 年 3 月 10 日告示第 26 号  
平成 23 年 6 月 1 日告示第 86 号 平成 25 年 3 月 8 日告示第 19 号  
平成 25 年 3 月 28 日告示第 34 号 平成 26 年 2 月 27 日告示第 17 号  
平成 27 年 3 月 9 日告示第 30 号 平成 27 年 12 月 16 日告示第 155 号  
平成 28 年 2 月 29 日告示第 39 号

(目的)

第 1 条 この告示は、在宅の障害児(者)の日中活動の場を提供するとともに、介護者の就労支援及び障害児(者)を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 東温市日中一時支援事業(以下「事業」という。)の利用対象者は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 12 条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害を有すると判定された者、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた 18 未満の者又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である 18 歳未満の者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 項に規定する障害者支援施設に入所中の者。
- (2) 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設(通所施設を除く。)に入所中の者

(支給決定)

第 3 条 本事業を利用しようとする障害児の保護者又は障害者は、日中一時支援費の支給決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

(実施日等)

第4条 事業の実施日は、日中一時支援事業を行う事業者(以下「事業者」という。)の定めるところによるものとし、実施時間は、原則午前8時から午後8時までとする。

(利用申請)

第5条 日中一時支援費の支給決定を受けようとする障害児の保護者又は障害者は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担金減額・免除等申請書(様式第1号)に世帯状況・収入・資産申告書(様式第1号の2)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支給要否の決定)

第6条 市長は、前条の申請が行われたときは、当該申請を行った障害児(者)の障害の程度、当該障害児(者)の介護を行う者の状況等を勘案して、日中一時支援費の支給の要否等を決定するものとする。

2 市長は、支給決定を行う場合には、月を単位として日中一時支援費を支給する日中一時支援事業の量(以下「支給量」という。)を定めるものとする。

3 前項に規定する支給量の上限は、原則7日とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、支給決定を行ったときは、当該申請者に対し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担金減額・免除等決定書(様式第2号)及び支給量その他必要な事項を記載した地域生活支援事業受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(支給決定の有効期間)

第7条 支給を決定する期間は、決定日から原則1年以内とする。

(利用方法)

第8条 本事業を受けようとする障害児の保護者又は障害者は、事業者を受給者証を提示して当該日中一時支援を受けるものとする。

2 事業者は、日中一時支援の提供の都度、地域生活支援事業実績記録票(日中一時支援事業)(様式第4号)に必要な事項を記載し、障害児の保護者又は障害者は、事業者の確認を受けるものとする。

(支給決定の変更・取下げ)

第9条 支給決定を受けた者(以下「支給決定障害者等」という。)は、現に受けている支給決定に係る事業の支給量、その他の事項を変更する必要があるときは、市長に対し、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担金減額・免除等変更申請書(様式第5号)により当該支給決定の変更申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき支給量の変更を決定したときは、地域生活支援事業支給変更決定通知兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消)

第10条 市長は、次の各号に掲げる場合には、当該支給決定を取り消すことができる。

(1) 利用者が、事業を受ける必要がなくなったとき。

(2) 利用者が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

(3) 支給決定を受けた障害児の保護者又は障害者が、第5条の規定による申請に関し、虚偽の申請をしたとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、利用者に受給者証の返還を求めるものとする。

(請求)

第11条 日中一時支援の提供を受けた支給決定障害者等は、日中一時支援費受領委任届出書(様式第7号)により日中一時支援費の請求及び受領を、東温市地域生活支援事業の事業費の代理受領及び事業者の登録に関する要綱(平成18年告示第82-4号)に規定する登録事業者に委任することができる。

(日中一時支援費の支給)

第12条 日中一時支援費の支給は、事業に関して次条の規定により支給する給付とする。

(日中一時支援費)

第 13 条 市長は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、次条の規定に基づき、事業者登録を行っている者から当該事業にかかるサービスを受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該日中一時支援事業(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用について日中一時支援費を支給する。

2 日中一時支援費の額は、事業に通常要する費用につき、別表第 1 に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該事業に要した費用の額を超えるときは、当該現に事業に要した費用の額)の 100 分の 90 に相当する額とする。

(高額地域生活支援事業サービス費)

第 14 条 支給決定障害者等が同一の月に受けた日中一時支援に要した費用の額から前条第 2 項の規定により算定された当該同一の月における日中一時支援費の合計額を控除して得た額が、別表 2 に定める上限月額を超えるとき又は、東温市移動支援事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82 号)に基づく移動支援、東温市生活サポート事業実施要綱(平成 18 年東温市告示第 82-3 号)に基づく生活サポート事業、東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱(平成 21 年東温市告示第 88 号)に基づく東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業、東温市訪問入浴事業実施要綱(平成 22 年告示第 33 号)に基づく訪問入浴事業及び東温市障害児タイムケア事業実施要綱(平成 19 年告示第 21-1 号)に基づくタイムケア事業を利用した際に要した費用と前条第 2 項の規定により算出した合計額が、別表第 2 に定める上限額を超えるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援事業サービス費を支給するものとする。

2 高額地域生活支援事業サービス費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、高額地域生活支援事業サービス費支給申請書(様式第 8 号)に領収書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき、高額地域生活支援事業サービス費の支給又は、不支給の決定をしたときは、高額地域生活支援事業サービス費支給

(不支給)決定通知書(様式第8号の2)により、当該支給決定に係る支給決定障害者等に通知するものとする。

(事業者)

第15条 事業者は、次条の規定により市長の登録を受けた社会福祉法人等とする。

(事業者の登録)

第16条 事業者は、日中一時支援事業者登録申請書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、その登録を受けなければならない。

(1) 事業者の職員名簿(当該職員の有する資格等が記載されているもの)

(2) 事業に使用する建物(以下「事業所」という。)に係る登記事項証明書又は貸借契約書

(3) 事業に使用する居室の平面図及び写真(1か月以内に撮影されたもの)

(4) 事業の運営規程

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業者が次に掲げる要件のいずれにも該当するものと認めた場合は、日中一時支援事業者登録承認(却下)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(1) 在宅の障害児(者)の介護に関する事業実績を有すること。

(2) 事業を週5日以上実施することが可能であること。

(3) 事業の実施場所は、必要な広さを有すること。なお、併設事業所については、本体施設の入所者の支援に支障がないと認められる場合に限る、本体施設の設備を事業に活用することができるものとする。

(4) 事業に従事する職員(以下「従事者」という。)の配置については、事業と本体施設と一体的に運営する事業所は、本体施設の入所者及び事業の利用者の総数を当該施設の入所者数とみなしたときに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)及び児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)により、当該施

設として必要とされる人数以上とする。また、単独事業所については、利用者数4名に対して1名以上を配置する。

(5) 事業の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合には、他の職務を兼ねることが出来るものとする。

ア 当該事業の従業者としての職務に従事する場合

イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

(6) 各事業所の日中一時支援の利用定員については、第3号に規定する実施場所において、余裕をもって受け入れることができる人数とする。

3 前項の規定により登録の決定の通知を受けている者が、事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ日中一時支援登録事項変更届(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 第2項の規定により登録を受けている者が、事業を廃止しようとするときは、あらかじめ日中一時支援事業廃止(休止・再開)届出書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第17条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対して事前説明を行わなければならない。

2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 事業者は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 事業者は、より質の高いサービスを提供するためのリスクマネジメントの体制整備について努めなくてはならない。

5 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合には、市長及び介護者等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 6 事業者は、従事者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 7 事業者は、利用者等に関する情報を保護するためマニュアルを作成しなければならない。また、事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。  
(支給決定障害者等に対する経過措置)
- 2 この告示の施行の日の前日において、現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項の規定により短期入所に係る障害福祉サービスに関して介護給付費の支給決定を受けている障害者又は障害児の保護者については、施行日に第3条の規定により日中一時支援費の支給決定を受けたものとみなす。  
(事業者登録の経過措置)
- 3 この告示の施行の日から平成19年3月31日までの間に限り、日中一時支援事業を行う事業者は、第14条の規定にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律附則第10条第4項の規定に基づき児童短期入所及び知的障害者短期入所に係る指定を受けている者で、施行日の前日までに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項の規定に基づく申請により、短期入所事業所の指定を受けた者とする。この場合において、第15条に規定する事業者の登録は、行わないものとする。

#### 附 則(平成19年3月30日告示第13号)抄

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 30 日告示第 32 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 7 月 17 日告示第 68 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 26 日告示第 91 号)

この告示は、公布の日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適応する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日告示第 39 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 10 日告示第 26 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月 1 日告示第 86 号)

この告示は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 8 日告示第 19 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 28 日告示第 34 号)

この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 27 日告示第 17 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 9 日告示第 30 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 155 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。



附 則(平成 28 年 2 月 29 日告示第 39 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 13 条関係)

サービスコード表

[別紙参照]

別表第 2(第 13 条、第 14 条関係)

区分	上限月額	備考
一般	37,200 円 障害者 (9,300 円) 障害児 (4,600 円)	市民税課税世帯(ただし、市民税所得割額が 16 万円(障害児にあっては 28 万円)未満の世帯については、上限を 9,300 円(障害児については 4,600 円)まで軽減する。)
低所得 2	0 円	市民税非課税世帯であって、「低所得 1」以外の者
低所得 1	0 円	市民税非課税世帯であって、障害者(障害児の保護者)の収入が年間 80 万円以下のもの
生活保護	0 円	生活保護世帯

備考 上限月額の認定方法については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発行する「障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き」の通所施設・在宅サービス等軽減の上限月額の認定方法に準じるものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

[別紙参照]

様式第 1 号の 2(第 5 条関係)

世帯状況・収入・資産等申告書

世帯状況・収入・資産等申告書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 6 条関係)

地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

地域生活支援事業受給者証

[別紙参照]

様式第 4 号(第 8 条関係)

地域生活支援事業提供実績記録票

[別紙参照]

様式第 5 号(第 9 条関係)

地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業費請求・受領委任届出書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 14 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給申請書

[別紙参照]

様式第 8 号の 2(第 14 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給(不支給)決定通知書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 16 条関係)

地域生活支援事業事業者登録申請書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 16 条関係)

地域生活支援事業事業者登録承認(却下)通知書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 16 条関係)

地域生活支援事業登録事項変更届出書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 16 条関係)

地域生活支援事業事業廃止(休止・再開)届出書

[別紙参照]